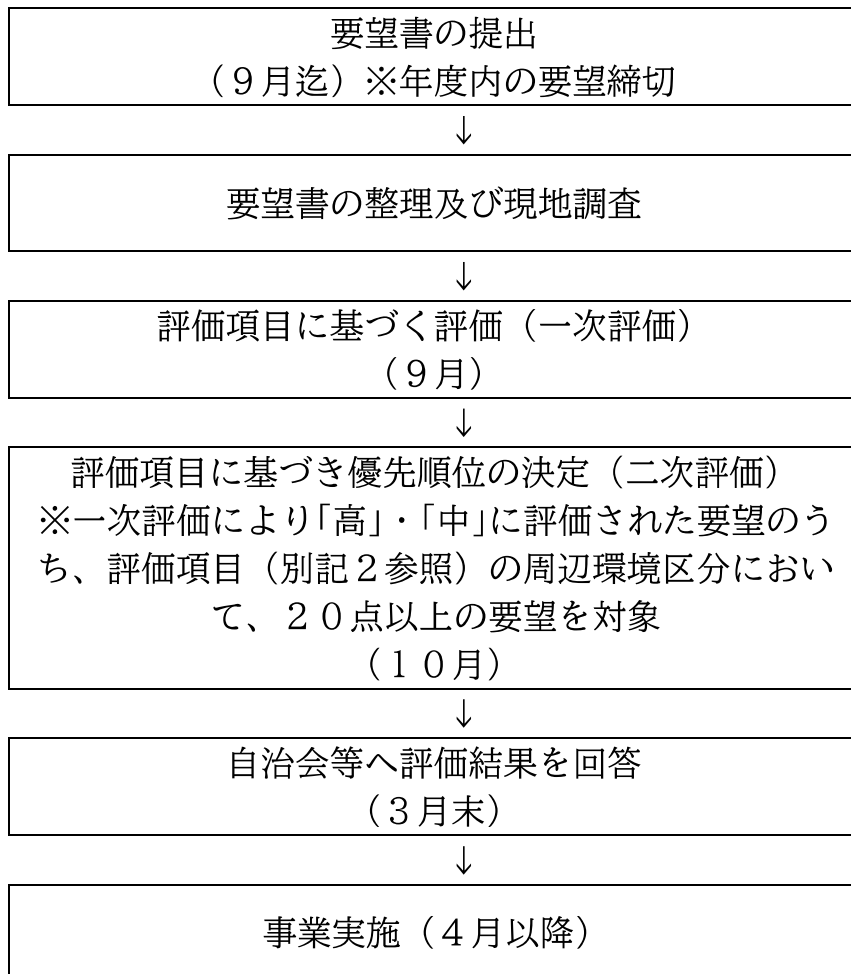


(別記1)  
優先順位決定までの流れ



1. 要望については、各自治会等で整理、取りまとめたうえで、市へ提出してください。
2. 9月末日までに要望書を提出された案件については、翌年の3月末日までに回答します。
3. 事業を実施することができなかった道路整備については、翌年度以降、新規の要望と併せて再度この基準により評価し、優先順位を決定します。
4. 道路補修等の修繕工事、道路照明灯等の道路付属施設、カーブミラー等の安全施設は除きます。
5. 緊急を要する場合 (道路陥没、道路施設の破損等) は除きます。